



保 險 発 第 3 6 号  
平 成 1 0 年 3 月 1 8 日

都道府県民生主管部（局）  
保 險 主 管 課（部）長 殿  
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生省保険局医療課長

保険医療機関等に対する指導及び監査の取扱いについて

保険医療機関若しくは保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）又は保険医若しくは保険薬剤師（以下「保険医等」という。）に係る指導及び監査については、「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」（平成7年12月22日保発第117号）により取り扱っているところであるが、最近、保険医療機関における不祥事が発生し、国民の医療に対する信頼を失いかねない事態となっていること等を踏まえ、今後の保険医療機関等の指導及び監査については、不正請求の防止及び老人医療費の適正化を最重点課題として実施されたい。

したがって、都道府県個別指導については、集団的個別指導に優先して実施するとともに、対象となる保険医療機関等の選定に当たっては、下記により取り扱うこととされたい。

なお、指導及び監査の実施に当たっては、実施日の概ね1週間から10日前に通知することとし、特に悪質な保険医療機関等に対する監査の実施については、必要に応じ、監査の当日に通知を持参することとされたい。

記

1. 支払基金等、保険者、被保険者等から診療内容又は診療報酬の請求に関する情報の提供があり、都道府県個別指導が必要と認められた保険医療機関等

2. 個別指導の結果、指導大綱第7の1の(2)に掲げる措置が「再指導」であった保険医療機関等又は「経過観察」であって、改善が認められない保険医療機関等
3. 監査の結果、戒告又は注意を受けた保険医療機関等
4. 医療監視の結果、問題があった保険医療機関等
5. 検察又は警察からの情報により、指導の必要性が生じた保険医療機関等
6. 他の保険医療機関等の個別指導又は監査に関連して、指導の必要性が生じた保険医療機関等
7. 会計検査院の实地検査の結果、指導の必要性が生じた保険医療機関等
8. 1件当たりの点数の高い保険医療機関等
9. 新規指定保険医療機関等

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

社会保険医療行政の推進につきましては、平素より格段のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、指導大綱については、医療保険制度の抜本改革が全面的に施行される平成12年度を目途に、より実態に合った、効果的、効率的な形に見直すことを予定しております。

したがって、それまでの間は現行の指導大綱に基づき、不正請求の防止等を最優先とした指導及び監査を行っていただくこととし、その取扱いについては、平成10年3月18日保険発第36号をもって医療課長から通知されたところではありますが、実施に当たっては、下記に留意のうえ取り扱っていただくようお願いいたします。

また、会計検査院の指摘においても、特別養護老人ホーム等を併設している保険医療機関、特別養護老人ホーム等の配置医師を有する保険医療機関において初診料等の算定を誤っているケースや、老人病棟入院医療管理料について看護職員の数に占める看護婦の数が所定の割合を満たしていないもの等が数多く認められることから、都道府県においては、老人医療費の適正化の観点から、必要に応じ老人病院等を対象とした指導、監査を実施されるようお願いいたします。

次に、診療報酬の不正請求の防止を図るため、返還金に対する加算金の割合の引上げが予定されているところではありますが、加算金は、返還金のうち不当により返還させるものを除き、「詐欺、その他の不正行為」によるものについては必ず徴収するとともに、監査後に医療機関自らが点検して報告する自主点検分についても、同様に算定の基礎とするようお願いいたします。

この場合、都道府県より各保険者に返還金額の通知を行うに当たっては、加算金を徴収すべき事由に該当する場合には必ずその旨を教示するとともに、保険者が加算金を徴収する場合には適正を期するようご指導をよろしくお願いいたします。

平成8年度以降実施してきた歯科及び薬局に対する厚生省と都道府県の共催による集団指導については、当面は実施しないこととしていますので、都道府県において、保険請求、保険診療のより適正化を図るため、適宜、集団指導を実施されるようお願いいたします。

## 記

1. 集団的個別指導の実施に当たっては、都道府県個別指導を優先して実施することになったことに伴い、集団部分のみの実施とすることも差し支えないものであること。
2. 通知中の「1」～「8」の事由による都道府県個別指導に当たっては、保険医療機関等の4%程度を実施すること。この場合、通知中の「1」～「7」を優先して実施すること。

3. 通知中の「8. 1件当たりの点数の高い保険医療機関等」とは、集团的個別指導を受けた保険医療機関等のうち、翌年度の実績においても高点数である保険医療機関等をいうものであり、次に該当するものについては、選定委員会において、選定対象から除外することができるものであること。

- (1) 集团的個別指導を受けた保険医療機関等のうち、翌年度の実績において、1件当たり点数及び請求件数等を総合的に勘案し、明らかに改善されたと判断できるもの
- (2) 集团的個別指導の結果、妥当、適切と判断された保険医療機関等

4. 通知中の「9. 新規指定保険医療機関等」については、新規指定より概ね6ヵ月を経過した保険医療機関等について、上記2とは別枠で個別指導を実施すること。

時節柄ご自愛のうえご活躍の程お祈り申し上げます。

敬 具

平成10年3月18日

厚生省保険局医療課  
医療指導監査室長 鈴木 英明

都道府県民生主管部（局）  
保 險 主 管 課（部）長 殿  
国民健康保険主管課（部）長 殿